ハ　回数券割引

㈠　割引をする自動車等

別表１に定める軽車両等

㈡　割引率

割引率は20パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条、第124条及び第134条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあっては、50パーセント以下とする。

ニ　特定車割引

㈠　割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

①　香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者（以下「三島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車及び三島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。

②　愛媛県今治市馬島に住居等を有する者（以下「馬島島民」という。）が使用すると会社が認めて指定する自動車等及び馬島島民に対し介護、福祉又は医療サービスを提供する事業者が当該サービスを提供するために運行の用に供すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

㈡　割引率

割引率は35パーセントとする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り上げる。

ホ　ＥＴＣ前納割引

㈠　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

㈡　割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約５パーセント
58,000円	50,000円	約14パーセント

ヘ　路線バス割引

㈠　割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。）で、１の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

㈡　割引率

割引率は30パーセントとする。

ト　マイレージ割引

㈠　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。以下「マイレージ割引対象カード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「マイレージ割引対象車」という。）。

㈡　割引率等

①　ポイントの付与

料金の額10円ごとに１ポイントを会社が別に定めるところにより付与するものとする。

②　ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にマイレージ割引対象カードごとに付与されたポイントの累計数に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

③　経過措置

平成26年３月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年４月１日時点で保有する有効期間内のポイントの累積数に、当該ポイントの累積数の７倍のポイントを別途付与する。また、平成26年３月31日以前の走行に対して平成26年４月１日以降に付与するポイントに、当該ポイントの７倍のポイントを別途付与する。

チ　休日割引

㈠　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成26年４月28日に本四道路の流入する料金所又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成26年４月28日の午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

㈡　割引額

通行する区間に応じ、⑵ただし書の料金の額から、別表７の割引適用後料金に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行った額を差し引いた額。ただし、算出した割引額が０円を下回る場合は、割引額は０円とする。また、⑶ただし書の料金調整が行われたことにより、料金調整後の料金が割引額を下回る場合は、割引後の料金は０円とする。

㈢　実施期間

平成26年４月１日から平成36年３月31日まで

リ　平日朝夕割引

㈠　割引をする自動車

マイレージ割引対象車のうち、軽自動車等及び普通車。